

成田市地域防災計画新旧対照表【災害応急対策編_風水害等対策計画】

現行				改正案			
第2章 風水害等対策計画 第1節 災害応急活動体制 1 市職員の配備 (1) 配備基準 ■市職員の配備基準				第2章 風水害等対策計画 第1節 災害応急活動体制 1 市職員の配備 (1) 配備基準 ■市職員の配備基準			
配備種別		配備基準		配備種別		配備基準	
警戒体制	警戒配備	○ 大雨注意報が発表され、今後警報に切り替わる可能性が高いと示唆されたとき	本部を設置せず	警戒体制	警戒配備	○ 大雨注意報が発表され、今後警報に切り替わる可能性が高いと示唆されたとき	本部を設置せず
		○ 市域に以下の警報が1以上発表され、 <u>災害の発生が予想される</u> とき				○ 市域に以下の警報が1以上発表され <u>た</u> とき <u>(自動配備)</u>	
		・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報				・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報	
		・大雪警報 ・暴風雪警報				・大雪警報 ・暴風雪警報	
		○ 市が台風の暴風域に入ることが見込まれるときで、市長が必要と認めた場合	本部の設置			○ 市が台風の暴風域に入ることが見込まれるときで、市長が必要と認めた場合	本部の設置
		○ 記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が発表されたとき				○ 記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が発表されたとき <u>(自動配備)</u>	
		○ その他災害の発生が予想され、市長が必要と認めたとき				○ その他災害の発生が予想され、市長が必要と認めたとき	
非常	第1配備	○ 市域に特別警報(大雨、暴風)が発表され、本部長が必要と認めたとき	災害対策本部を設	非常	第1配備	○ 市域に特別警報(大雨、暴風)が発表され、本部長が必要と認めたとき	災害対策本部を設
		○ 市域に局地的災害が予想される				○ 市域に局地的災害が予想される	

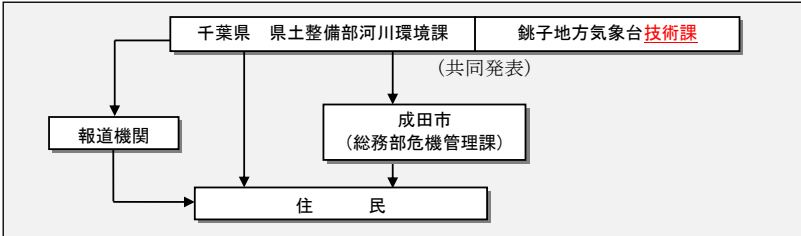
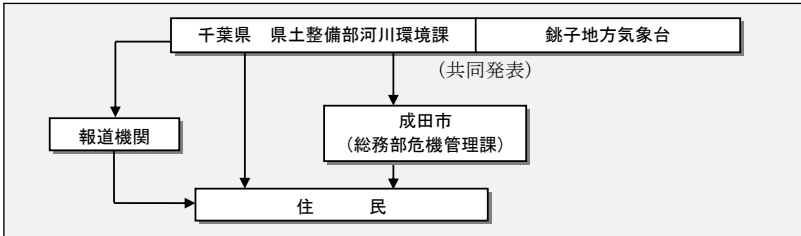
現行				改正案			
体制		○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	置し、本部長指揮の下、配備基準に応じた配備体制で活動に当たる。	体制		○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	置し、本部長指揮の下、配備基準に応じた配備体制で活動に当たる。
	第2配備	○ 市域の複数地区で災害の発生が予想されるとき			第2配備	○ 市域の複数地区で災害の発生が予想されるとき	
		○ 市域で局所的災害が発生したとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき				○ 市域で局所的災害が発生したとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	
第3配備	○ 市域全域に災害が拡大し、第2配備体制では対処できないとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	第3配備	○ 市域全域に災害が拡大し、第2配備体制では対処できないとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき				
(略)				(略)			
2 警戒体制				2 警戒体制			
(2) 職員の動員				(2) 職員の動員			
ウ 避難所担当職員の動員基準及び任務				ウ 避難所担当職員の動員基準及び任務			
市は、以下の状況に該当する場合、避難所担当職員を各避難所に派遣し、施設管理者、自主運営組織（避難所運営委員会）等と連携して、避難所開設・運営の支援を行う。				市は、以下の状況に該当する場合、避難所担当職員を各避難所に派遣し、施設管理者、自主運営組織（避難所運営委員会）等と連携して、避難所開設・運営の支援を行う。			
■避難所担当職員の動員基準				■避難所担当職員の動員基準			
○ 「 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 」が発表され、指定避難所等の開設の必要があると本部長が認めたとき				○ 「 <u>高齢者等避難</u> 」を発令し、指定避難所等の開設の必要があると本部長が認めたとき			
○ 住民から事前避難の要望があり、早期開設避難所の開設の必要があると本部長が認めたとき				○ 住民から事前避難の要望があり、早期開設避難所の開設の必要があると本部長が認めたとき			
○ そのほか、避難所担当職員が参集する必要があると本部長が認めたとき				○ そのほか、避難所担当職員が参集する必要があると本部長が認めたとき			
(略)				(略)			

現行	改正案
<p>3 非常体制</p> <p>市長は、市域で風水害等による災害が発生し、又は発生が予測される場合、非常体制をとり、災害対策基本法第23条第1項の規定及び成田市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに<u>本部会議</u>及び市各部を統括し、災害対策本部の運営に当たる。</p> <p>以下、「災害応急対策編 第1章 第1節 3 非常体制」に準ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>2 災害情報の収集・伝達</p> <p>(1) 気象情報</p> <p>ア 気象注意報・警報等</p> <p>④ 銚子地方気象台と市とのホットラインの運用</p> <p>銚子地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県危機管理課の責任者等へ連絡する。</p> <p>なお、緊急性が高い場合は、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。また、市は、<u>避難勧告</u>等発令の判断の際、銚子地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。</p>	<p>3 非常体制</p> <p>市長は、市域で風水害等による災害が発生し、又は発生が予測される場合、非常体制をとり、災害対策基本法第23条第1項の規定及び成田市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに<u>本部員会議</u>及び市各部を統括し、災害対策本部の運営に当たる。</p> <p>以下、「災害応急対策編 第1章 第1節 3 非常体制」に準ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>2 災害情報の収集・伝達</p> <p>(1) 気象情報</p> <p>ア 気象注意報・警報等</p> <p>④ 銚子地方気象台と市とのホットラインの運用</p> <p>銚子地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県危機管理課の責任者等へ連絡する。</p> <p>なお、緊急性が高い場合は、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。また、市は、<u>避難指示</u>等発令の判断の際、銚子地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。</p>

現行	改正案
<p>(略)</p> <p>ウ 異常現象発見時の通報</p> <p>災害発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市へ伝達する。また、発見者から通報を受けた警察等も同様に直ちに市へ通報する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 水防情報</p> <p>ア 洪水予報</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</p> <p>また、避難のための<u>立退きの勧告又は指示</u>の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 異常現象発見時の通報</p> <p>災害発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市へ伝達する。また、発見者から通報を受けた警察等も同様に直ちに市へ通報する。<u>通報を受けた市は、直ちに下記の機関に通報する。</u></p> <p>■異常現象発見時の通報先</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>銚子地方气象台</u> ○ <u>その災害に関係のある近隣市町村</u> ○ <u>最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察</u> </div> <p>(略)</p> <p>(2) 水防情報</p> <p>ア 洪水予報</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</p> <p>また、避難のための<u>立退きの指示</u>の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知</p>

現行		改正案	
項を通知する。 (略) ② 対象河川 発表する情報の種類、発表基準は以下のとおりである。		する。 (略) ② 対象河川 発表する情報の種類、発表基準は以下のとおりである。	
■対象河川		■対象河川	
河川名	実施区域	河川名	実施区域
利根川下流	左岸 茨城県稲敷郡河内町生板鍋子新田 1842 番 9 地先～海まで 右岸 千葉県印旛郡栄町西 650 番地 6 地先～海まで	利根川下流	左岸 茨城県稲敷郡河内町生板鍋子新田 1842 番 9 地先～海まで 右岸 千葉県印旛郡栄町西 650 番地 6 地先～海まで
	担当官署 国土交通省 関東地方整備局及び気象庁予報部		担当官署 国土交通省 関東地方整備局及び気象庁
(略)		(略)	
③ 伝達系統		③ 伝達系統	

現行	改正案
<p>(略)</p> <p>ウ 河川管理者と市とのホットラインの運用</p> <p>「ア」、「イ」で示されているとおり、洪水予報指定河川、水位周知河川で、洪水のおそれがあると認められるときや警戒すべき水位に達したときに市へ水位等を通知する仕組みが運用されている。</p> <p>なお、災害対策基本法第 61 条の 2、水防法第 30 条、水防法第 31 条、水防法第 48 条の規定に基づき、緊急性が高い場合は、河川管理者は、河川状況、水位変化や今後の見通し等を直接伝えることが可能となっている。また、市が、避難勧告等発令の判断及び災害対策の検討等を行う際に、河川管理者に対して河川状況、水位変化や今後の見通し等について助言を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報</p> <p>ア 土砂災害警戒情報の目的</p> <p>大雨警報又は大雨特別警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長が避難勧告等発令の判断の際や住民の自主避難を支援することを目的とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 河川管理者と市とのホットラインの運用</p> <p>「ア」、「イ」で示されているとおり、洪水予報指定河川、水位周知河川で、洪水のおそれがあると認められるときや警戒すべき水位に達したときに市へ水位等を通知する仕組みが運用されている。</p> <p>なお、災害対策基本法第 61 条の 2、水防法第 30 条、水防法第 31 条、水防法第 48 条の規定に基づき、緊急性が高い場合は、河川管理者は、河川状況、水位変化や今後の見通し等を直接伝えることが可能となっている。また、市が、避難指示等発令の判断及び災害対策の検討等を行う際に、河川管理者に対して河川状況、水位変化や今後の見通し等について助言を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報</p> <p>ア 土砂災害警戒情報の目的</p> <p>大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長が避難指示等発令の判断の際や住民の自主避難を支援することを目的とする。</p> <p>(略)</p>

現行	改正案
<p>エ 発表基準</p> <p>② 情報の解除</p> <p>降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。<u>又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できる。</u></p> <p>③ 暫定基準</p> <p>地震等で地盤が脆弱になった場合等、現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、運用する。</p> <p>オ 伝達系統</p> <p>■土砂災害警戒情報の伝達系統</p> 	<p>エ 発表基準</p> <p>② 情報の解除</p> <p>降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。</p> <p>③ 暫定基準</p> <p>地震等で地盤が脆弱になった場合等、現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、運用する。</p> <p>オ 伝達系統</p> <p>■土砂災害警戒情報の伝達系統</p> 

現行		改正案									
<p>第5節 土砂災害対策</p> <p>1 警戒・避難体制</p> <p>(1) 市の警戒活動</p> <p>災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、本部長は、その状況に応じて適切な<u>避難勧告</u>を発令する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 警戒活動の強化</p> <p>大雨警報等の強い降雨が観測され、土砂災害の危険性が高いと認められる場合に、現地災害対策本部設置、<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>の監視、パトロール活動、自主避難の広報、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令、指定緊急避難場所の開設等に努める。</p> <p>エ 避難活動</p> <p>土砂災害警戒情報が発表された場合に、災害対策本部設置、<u>避難勧告</u>等の発令、指定避難所の開設、避難の広報等に努める。</p> <p>(略)</p>		<p>第5節 土砂災害対策</p> <p>1 警戒・避難体制</p> <p>(1) 市の警戒活動</p> <p>災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、本部長は、その状況に応じて適切な<u>避難指示</u>を発令する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 警戒活動の強化</p> <p>大雨警報等の強い降雨が観測され、土砂災害の危険性が高いと認められる場合に、現地災害対策本部設置、<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等</u>の監視、パトロール活動、自主避難の広報、<u>高齢者等避難</u>の発令、指定緊急避難場所の開設等に努める。</p> <p>エ 避難活動</p> <p>土砂災害警戒情報が発表された場合に、災害対策本部設置、<u>避難指示</u>等の発令、指定避難所の開設、避難の広報等に努める。</p> <p>(略)</p>									
<p>第10節 避難対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>避難勧告</u>等</td> <td>対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織</td> </tr> </tbody> </table>		項目	担当	1 <u>避難勧告</u> 等	対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織	<p>第10節 避難対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>避難指示</u>等</td> <td>対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織</td> </tr> </tbody> </table>		項目	担当	1 <u>避難指示</u> 等	対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織
項目	担当										
1 <u>避難勧告</u> 等	対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織										
項目	担当										
1 <u>避難指示</u> 等	対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織										

現行		改正案	
2 早期開設避難所・一次避難所・二次避難所	対策本部事務局、施設管理者	2 早期開設避難所・一次避難所・二次避難所	対策本部事務局、施設管理者
3 避難誘導	消防本部、消防団、施設管理者、警察、自主防災組織	3 避難誘導	消防本部、消防団、施設管理者、警察、自主防災組織
4 避難所の開設	避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、対策本部事務局、施設管理者	4 避難所の開設	避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、対策本部事務局、施設管理者
5 避難所の運営	避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、施設管理者	5 避難所の運営	避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、施設管理者
6 避難所外避難者への支援	市各部、自主防災組織	6 避難所外避難者への支援	市各部、自主防災組織
7 広域一時滞在	対策本部事務局、土木部、市民生活部、県	7 広域一時滞在	対策本部事務局、土木部、市民生活部、県
■対策の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 住民は、「自らの命は自らが守る」意識をもって自らの判断で避難行動をとり、市はそれを全力で支援する。 ➤ 避難者の避難誘導等は、自治会、自主防災組織等が地域にて行うことを原則とする。 ➤ <u>「避難勧告等に関するガイドライン」</u>に基づき、市は避難勧告等を発令し安全な場所に誘導する。 ➤ 避難所では、避難所担当職員、学校職員、施設職員、自主防災組織等が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。 ➤ 避難所の運営は、避難者及び自主防災組織等の住民による自治 		■対策の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 住民は、「自らの命は自らが守る」意識をもって自らの判断で避難行動をとり、市はそれを全力で支援する。 ➤ 避難者の避難誘導等は、自治会、自主防災組織等が地域にて行うことを原則とする。 ➤ <u>「避難情報に関するガイドライン」</u>に基づき、市は避難指示等を発令し安全な場所に誘導する。 ➤ 避難所では、避難所担当職員、学校職員、施設職員、自主防災組織等が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。 ➤ 避難所の運営は、避難者及び自主防災組織等の住民による自治 	

現行			改正案		
<p>を原則とし、円滑に運営できるよう避難所担当職員及び学校職員、施設職員等が支援に当たる。</p> <p>➤ 避難生活では、要配慮者の負担を軽減するため、介護支援や福祉避難所の設置など必要な配慮を行う。</p> <p>➤ 避難所担当職員に女性職員を含めた配備を考慮し、避難所の運営に当たっては女性の意見を取り入れるなどの対策を実施する。</p>			<p>を原則とし、円滑に運営できるよう避難所担当職員及び学校職員、施設職員等が支援に当たる。</p> <p>➤ 避難生活では、要配慮者の負担を軽減するため、介護支援や福祉避難所の設置など必要な配慮を行う。</p> <p>➤ 避難所担当職員に女性職員を含めた配備を考慮し、避難所の運営に当たっては女性の意見を取り入れるなどの対策を実施する。</p>		
<p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p>災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、本部長は、その状況に応じて適切な避難勧告等を発令する。</p> <p>■ 避難勧告等の種類</p>			<p>1 避難指示等</p> <p>(1) 避難指示等</p> <p>災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、本部長は、その状況に応じて適切な避難指示等を発令する。</p> <p>■ 避難指示等の種類</p>		
警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
警戒レベル 5	<p><u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u></p> <p><u>※市が、災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものでないことに留意する。</u></p>	災害発生情報	警戒レベル 5	<p><u>○居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する。</u></p> <p><u>○本行動は、災害が発生・切迫した段階であり、立退き避難すべきであったが避難し遅れた居住者等がとる事前の行動であるため、本行動を安全にできるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</u></p> <p><u>※本行動を促す情報が発令されるものではないことに留意する。</u></p>	緊急安全確保

現行			改正案		
警戒レベル 4	<u>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、立退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋へ避難する。</u>	<u>避難勧告 避難指示（緊急） ※避難指示（緊急）は、必ず発令されるものでないことに留意する。</u>	警戒レベル 4	<u>○居住者等は危険な場所から全員避難する。 ○「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。</u>	<u>避難指示</u>
警戒レベル 3	<u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難を開始する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	警戒レベル 3	<u>○避難に時間を要する高齢者等※や避難支援者は危険な場所から避難する。 ○その他の早めの避難が望ましい場所の居住者等は、立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ※高齢者等の「等」には、障がいのある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。</u>	<u>高齢者等避難</u>
警戒レベル 2	指定緊急避難場所や避難経路の再確認をするなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報	警戒レベル 2	指定緊急避難場所や避難経路の再確認をするなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報
警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報	警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報
<p>※警戒レベル1、2は気象庁が発表する。警戒レベル3～5は市が発表する。</p> <p>ア <u>避難勧告</u>等発令の判断基準</p> <p><u>避難勧告</u>等の発令は、災害の発生により危険が切迫し、住民</p>			<p>※警戒レベル1、2は気象庁が発表する。警戒レベル3～5は市が発表する。</p> <p>ア <u>避難指示</u>等発令の判断基準</p> <p><u>避難指示</u>等の発令は、災害の発生により危険が切迫し、住民</p>		

現行	改正案
<p>を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときに行う。</p> <p>市は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」に基づき、<u>避難勧告</u>等について発令基準を整備した。市の発令基準は「洪水に関わる<u>避難勧告</u>等発令の判断基準」や「土砂災害に関わる<u>避難勧告</u>等発令の判断基準」のとおりである。</p> <p><u>避難勧告</u>等は、これらの基準を参考に、今後の気象予測や巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。<u>避難勧告</u>等発令の判断に当たっては、必要に応じて国又は県に対し、<u>避難勧告</u>等に関することについて助言を求めることができるほか、銚子地方気象台に対し、現在の気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。</p> <p>イ <u>避難勧告</u>等の発令対象区域・タイミング</p> <p>市は、<u>避難勧告</u>等の発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するように努める。</p> <p>市は、<u>避難勧告</u>等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯（夕刻等）における避難情報の提供に努める。</p> <p>ウ 実施者</p> <p>避難命令を発する権限のある者は、それぞれの法律により、</p>	<p>を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときに行う。</p> <p>市は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」に基づき、<u>避難指示</u>等について発令基準を整備した。市の発令基準は「洪水に関わる<u>避難指示</u>等発令の判断基準」や「土砂災害に関わる<u>避難指示</u>等発令の判断基準」のとおりである。</p> <p><u>避難指示</u>等は、これらの基準を参考に、今後の気象予測や巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。<u>避難指示</u>等発令の判断に当たっては、必要に応じて国又は県に対し、<u>避難指示</u>等に関することについて助言を求めることができるほか、銚子地方気象台に対し、現在の気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。</p> <p>イ <u>避難指示</u>等の発令対象区域・タイミング</p> <p>市は、<u>避難指示</u>等の発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するように努める。</p> <p>市は、<u>避難指示</u>等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯（夕刻等）における避難情報の提供に努める。</p> <p>ウ 実施者</p> <p>避難命令を発する権限のある者は、それぞれの法律により、</p>

現行			改正案		
<p>以下のように定められているが、災害対策の一次的な実施者である本部長を中心として、相互に連絡をとり実施する。</p> <p>■ 避難勧告等の発令権者及び要件</p>			<p>以下のように定められているが、災害対策の一次的な実施者である本部長を中心として、相互に連絡をとり実施する。</p> <p>■ 避難指示等の発令権者及び要件</p>		
発令者	避難勧告 等を行う要件	根拠法例	発令者	避難指示 等を行う要件	根拠法例
市長	○ 住民の安全、身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災害対策基本法第60条	市長	○ 住民の安全、身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事	○ 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項	知事	○ 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	○ 市長から要請があったとき。 ○ 市長が措置をとることができないと認められるとき。 ○ 人の生命又は身体に危険を及ぼし、若しくは財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	警察官	○ 市長から要請があったとき。 ○ 市長が措置をとることができないと認められるとき。 ○ 人の生命又は身体に危険を及ぼし、若しくは財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条	自衛官	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた県職員	○ 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。 ○ 地震に伴う地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	知事、知事の命を受けた県職員	○ 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。 ○ 地震に伴う地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条

現行			改正案		
水防管理者	○ 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。	水防法第29条	水防管理者	○ 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。	水防法第29条
■洪水に関わる 避難勧告 等発令の判断基準			■洪水に関わる 避難指示 等発令の判断基準		

警戒レベル	避難情報	洪水予報指定河川(利根川)に関する基準	水位周知河川(根木名川)に関する基準	その他河川等に関する基準	警戒レベル	避難情報	洪水予報指定河川(利根川)に関する基準	水位周知河川(根木名川)に関する基準	その他河川等に関する基準
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	<p>1：指定河川洪水予報により、利根川の横利根水位観測所の水位が避難判断水位である3.90mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合。</p> <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、利根川の横利根水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合。(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</p> <p>3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが</p>	<p>1：根木名川の新妻水位観測所の水位が氾濫注意水位である4.00mに到達し、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合。</p> <p>① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>② 根木名川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③ 上流で大量雨が見込まれる場合</p> <p>2：軽微な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>3：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から</p>	<p>1：水位を観測している河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておきその水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合。</p> <p>① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>② 河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合。</p> <p>③ 上流で大量雨が見込まれる場合。</p> <p>2：軽微な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>3：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から</p>	警戒レベル3	高齢者等避難	<p>1：指定河川洪水予報により、利根川の横利根水位観測所の水位が避難判断水位である3.90mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合。</p> <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、利根川の横利根水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合。(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</p> <p>3：国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合</p> <p>4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合。</p>	<p>1：根木名川の新妻水位観測所の水位が氾濫注意水位である4.00mに到達し、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合。</p> <p>① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>② 根木名川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③ 上流で大量雨が見込まれる場合</p> <p>2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが</p>	<p>1：水位を観測している河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておきその水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合。</p> <p>① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>② 河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合。</p> <p>③ 上流で大量雨が見込まれる場合。</p> <p>2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から</p>

現行			改正案				
	予想される場合。	<p>予想される場合。</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、一つ又は複数を選択。</p>	<p>明け方に接近・通過することが予想される場合。</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、一つ又は複数を選択する。</p> <p>※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②又は③を参考に目安とする基準を設定して発令する。</p>		<p>5：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p>	<p>予想される場合。</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、一つ又は複数を選択。</p>	<p>明け方に接近・通過することが予想される場合。</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、一つ又は複数を選択する。</p> <p>※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②又は③を参考に目安とする基準を設定して発令する。</p>

警戒レベル4	<p>1：指定河川洪水予報により、利根川の横利根水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.40mに到達したと発表された場合。</p> <p><u>2：指定河川洪水予報の水位予測により、利根川の横利根水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を超えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）。</u></p> <p>3：異常な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案して、基準とするか判断する。</p>	<p>1：根木名川の新妻水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.10mに到達した場合。</p> <p>2：根木名川の新妻水位観測所の水位が氾濫注意水位（6.10m）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合。</p> <p>① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合。</p> <p>② 根木名川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合。</p> <p>③ 上流で大量雨が見込まれる場合。</p> <p>3：異常な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通</p>	<p>1：水位を観測している河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておきその水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合。</p> <p>① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合。</p> <p>② 河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合。</p> <p>③ 上流で大量雨が見込まれる場合。</p> <p>2：異常な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>3：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のう</p>	警戒レベル4	<p>1：指定河川洪水予報により、利根川の横利根水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.40mに到達したと発表された場合。</p> <p><u>2：利根川の横利根水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.40mに達していないものの、利根川の横利根水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である7.308mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）。</u></p> <p>3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合。</p> <p>4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合。</p>	<p>1：根木名川の新妻水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.10mに到達した場合。</p> <p>2：根木名川の新妻水位観測所の水位が氾濫注意水位（4.00m）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合。</p> <p>① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合。</p> <p>② 根木名川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合。</p> <p>③ 上流で大量雨が見込まれる場合。</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方</p>	<p>1：水位を観測している河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておきその水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合。</p> <p>① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合。</p> <p>② 河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合。</p> <p>③ 上流で大量雨が見込まれる場合。</p> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p>
--------	---	---	---	--------	--	---	--

現行		改正案			
	<p>過することが予想される場合。</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	<p>ち、一つ又は複数選択する。</p> <p>※3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>	<p>5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p> <p>6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合。</p> <p>※5・6については、対象とする地域状況を勘案して、基準とするか判断する。</p>	<p>に接近・通過することが予想される場合。</p> <p>5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合。</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。</p> <p>※4・5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	<p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合。</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、一つ又は複数選択する。</p> <p>※3・4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>

警戒レベル4	避難指示(緊急)	<p>1：利根川の横利根水位観測所の水位が、<u>氾濫危険水位である。4.40mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)。</u></p> <p>2：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合。</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)。</p>	<p>1：<u>根木名川の新妻水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)。</u></p> <p>2：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)。</p>	<p>1：水位を観測している地点の水位が<u>堤防高(又は背後地盤高)に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)。</u></p> <p>2：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)。</p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>	警戒レベル5	緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <p>1：利根川の横利根水位観測所の水位が、<u>氾濫開始相当水位である7.308mに達した場合(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に達している蓋然性が高い場合)。</u></p> <p>2：<u>国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合。</u></p> <p>3：<u>堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合。</u></p> <p>4：<u>樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(発令対象区域を限定する)。</u></p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>5：<u>堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指</u></p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>1：<u>県管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合。</u></p> <p>2：<u>堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。</u></p> <p>3：<u>樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(発令対象区域を限定する)。</u></p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>4：<u>堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水位周知河川洪水予報の氾濫発生情報、水防団からの報告等により把握できた場合)。</u></p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>1：水位を観測している地点の水位が<u>堤防天端高(又は背後地盤高)に達している蓋然性が高い場合)。</u></p> <p>2：<u>堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。</u></p> <p>3：<u>樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(発令対象区域を限定する)。</u></p> <p>4：<u>堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団からの報告等により把握できた場合)。</u></p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画</p>

現行					改正案						
警戒レベル5	災害発生情報	・決壊や越水・溢水が発生した場合	・決壊や越水・溢水が発生した場合	・決壊や越水・溢水が発生した場合					像や水防団からの報告等を活用して発令する。		
					削除	削除	削除	削除	削除		
■土砂災害に関わる避難勧告等発令の判断基準 ・台風に伴う気象警報発表による場合					■土砂災害に関わる避難指示等発令の判断基準 ・台風に伴う気象警報発表による場合						
警戒レベル	避難情報等	気象警報等による基準	積算雨量等による基準			警戒レベル	避難情報等	気象警報等による基準	積算雨量等による基準		
			市内の観測地点で前日までに連続雨量が100mm以上あった場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が40mm～100mm未満の場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が0mmから40mm未満の場合				市内の観測地点で前日までに連続雨量が100mm以上あった場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が40mm～100mm未満の場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が0mmから40mm未満の場合
警戒レベル3	避難準備高齢者等	大雨警報（土砂災害）が発令され、かつ、 <u>土砂災害警戒判定メッシュ情報の予</u>	当日の雨量が50mmを超えたとき	当日の雨量が80mmを超えたとき	当日の雨量が100mmを超えたとき	警戒レベル3	<u>高齢者等避難</u>	大雨警報（土砂災害）が発令され、かつ、 <u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分</u>	当日の雨量が50mmを超えたとき	当日の雨量が80mmを超えたとき	当日の雨量が100mmを超えたとき

現行						改正案					
	<u>避難開始</u>	<u>測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超え、今後一定量の継続した雨が予想されるとき</u>						<u>布)「警戒(赤)」となり、今後一定量の継続した雨が予想されるとき</u>			
警戒レベル4	<u>避難勧告</u>	土砂災害警戒情報が <u>発令</u> されたとき	当日の雨量が50 mmを超え、今後30 mm以上の強い雨が予想されるとき	当日の雨量が80 mmを超え、今後30 mm以上の強い雨が予想されるとき	当日の雨量が100 mmを超え、今後30 mm以上の強い雨が予想されるとき	警戒レベル4	<u>避難指示</u>	○土砂災害警戒情報が <u>発表</u> されたとき ○土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「 <u>非常に危険(うす紫)</u> 」となったとき ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、 <u>立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき</u>	当日の雨量が50 mmを超え、今後30 mm以上の強い雨が予想されるとき	当日の雨量が80 mmを超え、今後30 mm以上の強い雨が予想されるとき	当日の雨量が100 mmを超え、今後30 mm以上の強い雨が予想されるとき
	<u>避難指示(緊急)</u>	<u>避難勧告等による立退き避難が十分ではなく、再度、立退き避難を居住者に促すとき</u>					<u>削除</u>	<u>削除</u>			

現行			改正案								
警戒レベル5	災害発生情報	○土砂災害が発生した場合	警戒レベル5	緊急安全確保	○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○土砂災害の発生が確認された場合						
解除条件		土砂災害警戒情報が解除され、現地調査の結果等により、現場の安全が確保されたと認められることを総合的に判断する。	解除条件		土砂災害警戒情報が解除され、現地調査の結果等により、現場の安全が確保されたと認められることを総合的に判断する。						
<p>※成田市内観測地点（成田土木事務所、新妻、大栄、久住、北羽鳥、吾妻、成田、船形）</p> <p>※原則、避難勧告等は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定・告示された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に対し発令する。</p> <p>・ 気象警報発表に伴う場合</p>			<p>※成田市内観測地点（成田土木事務所、新妻、大栄、久住、北羽鳥、吾妻、成田、船形）</p> <p>※原則、避難指示等は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定・告示された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に対し発令する。</p> <p>・ 気象警報発表に伴う場合</p>								
警戒レベル	避難情報等	気象警報等による基準	積算雨量等による基準			警戒レベル	避難情報等	気象警報等による基準	積算雨量等による基準		
			市内の観測地点で前日までに連続雨量が100mm以上あった場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が40mm～100mm未満の場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が0mmから40mm未満の場合				市内の観測地点で前日までに連続雨量が100mm以上あった場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が40mm～100mm未満の場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が0mmから40mm未満の場合
警戒レベル3	避難準備・高齢者等	土砂災害警戒情報が発令され、今後一定量の継続した雨が予想されるとき	当日の雨量が50mmを超え、今後一定量の	当日の雨量が80mmを超え、今後一定量の	当日の雨量が100mmを超え、今後一定量の	警戒レベル3	高齢者等避難	○土砂災害警戒情報が発表され、今後一定量の継続した雨が予想されるとき	当日の雨量が50mmを超え、今後一定量の	当日の雨量が80mmを超え、今後一定量の	当日の雨量が100mmを超え、今後一定量の

現行						改正案					
	<u>避難開始</u>		継続した雨が予想されるとき	継続した雨が予想されるとき	継続した雨が予想されるとき			<u>○土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「非常に危険（うす紫）」となり、今後一定量の継続した雨が予想されるとき</u>	継続した雨が予想されるとき	継続した雨が予想されるとき	継続した雨が予想されるとき
警戒レベル4	<u>避難勧告</u>	—	当日の雨量が50mmを超え、今後30mm以上の強い雨が予想されるとき	当日の雨量が80mmを超え、今後30mm以上の強い雨が予想されるとき	当日の雨量が100mmを超え、今後30mm以上の強い雨が予想されるとき	警戒レベル4	<u>避難指示</u>	<u>警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨が夜間から明け方に予想されるとき</u>	当日の雨量が50mmを超え、今後30mm以上の強い雨が予想されるとき	当日の雨量が80mmを超え、今後30mm以上の強い雨が予想されるとき	当日の雨量が100mmを超え、今後30mm以上の強い雨が予想されるとき
<u>警戒レベル4</u>	<u>避難指示（緊急）</u>	<u>避難勧告等による立退き避難が十分ではなく、再度、立退き避難を居住者に促すとき</u>				削除	削除	削除			
警戒レベル5	<u>災害発生情報</u>	土砂災害が発生した場合				警戒レベル5	<u>緊急安全確保</u>	<u>○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</u> <u>○土砂災害の発生が確認された場合</u>			
解除条件		土砂災害警戒情報が解除され、現地調査の結果等により、現場の安全が確保されたと認められることを総合的に判断する。				解除条件		土砂災害警戒情報が解除され、現地調査の結果等により、現場の安全が確保されたと認められることを総合的に判断する。			

現行				改正案			
※成田市内観測地点（成田土木事務所、新妻、大栄、久住、北羽鳥、吾妻、成田、船形） ※原則、 避難勧告 等は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定・告示された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に対し発令する。				※成田市内観測地点（成田土木事務所、新妻、大栄、久住、北羽鳥、吾妻、成田、船形） ※原則、 避難指示 等は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定・告示された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に対し発令する。			
・土砂災害危険箇所の巡視情報等に基づく場合				・土砂災害危険箇所の巡視情報等に基づく場合			
発生	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）	発生	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
崖崩れ	<input type="checkbox"/> 湧水量の増加 <input type="checkbox"/> 表面流発生	<input type="checkbox"/> 小石がぼろぼろ落下 <input type="checkbox"/> 新たな湧水発生 <input type="checkbox"/> 湧水の濁り	<input type="checkbox"/> 視覚湧水の停止 <input type="checkbox"/> 湧水の噴き出し <input type="checkbox"/> 亀裂の発生 <input type="checkbox"/> 斜面のはらみだし <input type="checkbox"/> 小石がぼろぼろ落下 <input type="checkbox"/> 地鳴り	崖崩れ	<input type="checkbox"/> 湧水量の増加 <input type="checkbox"/> 表面流発生	<input type="checkbox"/> 小石がぼろぼろ落下 <input type="checkbox"/> 新たな湧水発生 <input type="checkbox"/> 湧水の濁り	<input type="checkbox"/> 視覚湧水の停止 <input type="checkbox"/> 湧水の噴き出し <input type="checkbox"/> 亀裂の発生 <input type="checkbox"/> 斜面のはらみだし <input type="checkbox"/> 小石がぼろぼろ落下 <input type="checkbox"/> 地鳴り <input type="checkbox"/> 土砂災害発生
程度	<input type="checkbox"/> 切迫性がやや小	<input type="checkbox"/> 切迫性が大	<input type="checkbox"/> 切迫性が極めて大	程度	<input type="checkbox"/> 切迫性がやや小	<input type="checkbox"/> 切迫性が大	<input type="checkbox"/> 切迫性が極めて大 <input type="checkbox"/> 災害発生
エ 避難勧告 等の内容 避難勧告 等を発令する場合には、以下の内容を明示する。				エ 避難指示 等の内容 避難指示 等を発令する場合には、以下の内容を明示する。			
■ 避難勧告 等の例示				■ 避難指示 等の例示			
<input type="checkbox"/> 避難を要する事由		<input type="checkbox"/> 避難行動における注意事項		<input type="checkbox"/> 避難を要する事由		<input type="checkbox"/> 避難行動における注意事項	
<input type="checkbox"/> 避難対象区域		<input type="checkbox"/> 危険箇所		<input type="checkbox"/> 避難対象区域		<input type="checkbox"/> 危険箇所	

現行	改正案
<p>オ 住民への伝達</p> <p><u>避難勧告</u>等を発令又は解除した場合、直ちに以下の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図るとともに、本部長は、知事に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>カ 要配慮者関連施設への伝達</p> <p>浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の要配慮者関連施設については、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、該当施設の施設管理者に<u>避難勧告</u>等を伝達する。</p> <p>キ 解除</p> <p>災害による危険がなくなったと判断されるときには、<u>避難勧告</u>等を解除する。その場合、本部長は、知事に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>2 早期開設避難所・一次避難所・二次避難所</p> <p>本計画で定める指定避難所のうち、洪水や土砂災害等の警戒時に早期の避難を希望する市民が、一時的に滞在する施設として早期開設避難所を開設する。また、市内に警戒レベル4 (<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>)等の避難情報発令の可能性が高いとき、又は発令されたときに、災害において住居が被災した市民が避難生活を送るための施設として、状況に応じて順次一次避難所を開</p>	<p>オ 住民への伝達</p> <p><u>避難指示</u>等を発令又は解除した場合、直ちに以下の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図るとともに、本部長は、知事に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>カ 要配慮者関連施設への伝達</p> <p>浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の要配慮者関連施設については、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、該当施設の施設管理者に<u>避難指示</u>等を伝達する。</p> <p>キ 解除</p> <p>災害による危険がなくなったと判断されるときには、<u>避難指示</u>等を解除する。その場合、本部長は、知事に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>2 早期開設避難所・一次避難所・二次避難所</p> <p>本計画で定める指定避難所のうち、洪水や土砂災害等の警戒時に早期の避難を希望する市民が、一時的に滞在する施設として早期開設避難所を開設する。また、市内に警戒レベル4 <u>避難指示</u>の避難情報発令の可能性が高いとき、又は発令されたときに、災害において住居が被災した市民が避難生活を送るための施設として、状況に応じて順次一次避難所を開設する。避難者が多く、一次避難所の収容人数を上回る場合には二次避難所を開設する。</p>

現行	改正案
<p>設する。避難者が多く、一次避難所の収容人数を上回る場合には二次避難所を開設する。</p> <p>避難所運営の詳細については、「成田市避難所運営マニュアル（活動編）」を参照のこと。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>風水害においては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本である。そのため、市は、早期避難を希望する市民がおり、その地域の住民の安全確保が必要な場合等、災害状況を踏まえ、早期開設避難所を開設し、その後、警戒レベル4 <u>(避難勧告・避難指示(緊急))</u>等の避難情報発令の可能性が高いとき、又は発令されたとき、状況に応じて順次一次避難所を開設する。避難者が多く、一次避難所では収容人数が不足する場合、二次避難所を開設する。</p> <p>避難所開設の手順は「成田市避難所運営マニュアル（活動編）」を参照のこと。</p> <p>(略)</p> <p>第21節 要配慮者への対応</p> <p>風水害の場合、台風等の災害要因の発生等、早い段階から気象情報や水防情報を収集し、災害が発生するまでに避難行動要支援</p>	<p>避難所運営の詳細については、「成田市避難所運営マニュアル（活動編）」を参照のこと。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>風水害においては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本である。そのため、市は、早期避難を希望する市民がおり、その地域の住民の安全確保が必要な場合等、災害状況を踏まえ、早期開設避難所を開設し、その後、警戒レベル4 <u>避難指示</u>の避難情報発令の可能性が高いとき、又は発令されたとき、状況に応じて順次一次避難所を開設する。避難者が多く、一次避難所では収容人数が不足する場合、二次避難所を開設する。</p> <p>避難所開設の手順は「成田市避難所運営マニュアル（活動編）」を参照のこと。</p> <p>(略)</p> <p>第21節 要配慮者への対応</p> <p>風水害の場合、台風等の災害要因の発生等、早い段階から気象情報や水防情報を収集し、災害が発生するまでに避難行動要支援</p>

現行	改正案
<p>者が避難を終えることができるように、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令を行う。要配慮者への対応の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第18節 要配慮者への対応」に準ずる。</p>	<p>者が避難を終えることができるように、<u>高齢者等避難</u>の発令を行う。要配慮者への対応の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第18節 要配慮者への対応」に準ずる。</p>